

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名 大宮呉竹医療専門学校	設置認可年月日 平成21年3月31日	校長名 齊藤 秀樹	所在地 〒 330-0854 (住所) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1 (電話) 048-658-0001																																																										
設置者名 学校法人 吳竹学園	設立認可年月日 昭和31年10月17日	代表者名 理事長 坂本 歩	所在地 〒 160-0008 (住所) 東京都新宿区四ツ谷三栄町16番12号 (電話) 03-3341-4043																																																										
分野 医療	認定課程名 医療専門課程	認定学科名 鍼灸科Ⅱ部	専門士認定年度 平成22年度	高度専門士認定年度 —	職業実践専門課程認定年度 平成25年度																																																								
学科の目的	本校は、はり師及びきゅう師の養成に必要な高度の専門知識及び技術を授けるために、臨床現場や専門領域などの最前線で活動している経験豊富な企業、地域の業界団体及び学術団体等と連携を図ることによって、国家試験や実技審査への対応にのみとらわれることなく、社会の要請に対応した実践的教育を提供するとともに、一定水準の実践技能を修得したことを確認する体制を構築して、国民の保健衛生の増進に寄与できる有為の人材を育成することを目的とする。																																																												
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	はり師(22名合格)、きゅう師(23名合格) 中退率2.79% 課外活動:学園祭、スポーツ大会、吳竹医学会学術大会、サークル活動等																																																												
修業年限 3年	昼夜 夜間	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 ※単位時間、単位いずれかに記入 2,658 単位時間 単位	講義 1,938 単位時間 単位	演習 单位時間 単位	実習 180 単位時間 単位	実験 単位時間 単位	実技 540 単位時間 単位																																																						
生徒総定員 90人	生徒実員(A) 63人	留学生数(生徒実員の内数)(B) 0人	留学生割合(B/A) 0%	中退率 2.7%																																																									
就職等の状況	<table border="1"> <tr><td>■卒業者数(C)</td><td>:</td><td>23</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職希望者数(D)</td><td>:</td><td>23</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職者数(E)</td><td>:</td><td>17</td><td>人</td></tr> <tr><td>■地元就職者数(F)</td><td>:</td><td>9</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職率(E/D)</td><td>:</td><td>73.9</td><td>%</td></tr> <tr><td>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)</td><td>:</td><td>52.9</td><td>%</td></tr> <tr><td>■卒業者に占める就職者の割合(E/C)</td><td>:</td><td>73.9</td><td>%</td></tr> <tr><td>■進学者数</td><td>:</td><td>0</td><td>人</td></tr> <tr><td>■その他</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>未定:6名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="7">(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</td></tr> <tr><td colspan="7">■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 治療院、病院・診療所、介護施設など</td></tr> </table>							■卒業者数(C)	:	23	人	■就職希望者数(D)	:	23	人	■就職者数(E)	:	17	人	■地元就職者数(F)	:	9	人	■就職率(E/D)	:	73.9	%	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	:	52.9	%	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	:	73.9	%	■進学者数	:	0	人	■その他				未定:6名				(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)							■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 治療院、病院・診療所、介護施設など						
■卒業者数(C)	:	23	人																																																										
■就職希望者数(D)	:	23	人																																																										
■就職者数(E)	:	17	人																																																										
■地元就職者数(F)	:	9	人																																																										
■就職率(E/D)	:	73.9	%																																																										
■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	:	52.9	%																																																										
■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	:	73.9	%																																																										
■進学者数	:	0	人																																																										
■その他																																																													
未定:6名																																																													
(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																																																													
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 治療院、病院・診療所、介護施設など																																																													
第三者による学校評価 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																																																												
当該学科のホームページURL https://www.kuretakeiryo.ac.jp/department/shinkyu2.html																																																													
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,736 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>315 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>315 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>315 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table>							総授業時数	2,736 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	315 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	315 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	315 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																								
総授業時数	2,736 単位時間																																																												
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	315 単位時間																																																												
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																																												
うち必修授業時数	315 単位時間																																																												
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	315 単位時間																																																												
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																																												
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																																												
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>10人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>計</td><td>10人</td></tr> <tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>9人</td></tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	10人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計	10人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	9人																																								
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	10人																																																												
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人																																																												
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																																												
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人																																																												
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																																																												
計	10人																																																												
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	9人																																																												

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

国家試験や卒業要件となる実技審査のみにとらわれることなく、国家資格取得後に職域で遭遇することの多い疾病に対する実践的かつ専門的な技能の修得のために、施術所、診療所・病院及び福祉介護施設などの企業、地域の職業団体及び学術団体等(以下「企業等」という。)の専門性、高い技術力及び豊富な経験等を活用して、社会の要請を反映した授業科目の設置や授業の展開方法の工夫等を行うとともに生徒の修得水準を企業等と学校が協力して評価する。このような取り組みを含む教育課程全般について、学校は教育課程編成委員会へ報告し審議を受ける。教育課程編成委員会の意見や要望については学校教育課程の編成にかかる作業部会において検討したうえで、教育課程の編成に反映する。

本校における一連の自主的な取り組みを持続可能とするために、企業等との連携は、生徒の就職先の人材の専門性の動向、地域振興の特性や方向性及び新規の成長領域をとらえた実践的かつ専門的な授業等を実施することができ、年間を通じて組織的に学校と協力して授業を行える企業等を対象として行う。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、教育編成会議作業部会の検討結果について審議するため、校長が設置し年2回開催するものとして、「学校法人吳竹学園教育課程編成規則」及び「大宮吳竹医療専門学校教育課程編成委員会実施要綱」により位置付けられている。教育課程編成委員会での審議結果を踏まえた教育編成作業部会を開催し、内容を検討した上で実際の教育課程へ採用する事としている。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

#REF!

名前	所属	任期	種別
河原 保裕	公益社団法人埼玉県鍼灸師会業務執行理事	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	①
長嶺 芳文	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会会長	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	①
山口 智	公益社団法人埼玉県鍼灸師会会长	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	①
堀口 和彦	光和堂鍼灸治療院院長	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	③
保坂 正和	株式会社フレアス加盟店支援部 次長	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年間開催数:2回 / 開催時期:毎年6月と2月

(開催日時(実績))

第1回 令和6年6月22日 18:00～19:30

第2回 令和7年2月22日 18:00～19:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

(1)東洋医学臨床論の新教科書の教授について

【意見】東洋医学臨床論の教科書のボリュームが増えた。西洋医学、東洋医学の内容を先生方がどうまとめていくのかが問われている。

【活用】令和5年度の2年生より、新教科書を使用するが、新教科書「新版 東洋医学臨床論(はりきゅう編)」は569ページに対し、旧教科書「東洋医学臨床論(はりきゅう編)」は180ページであった。東洋医学臨床論の教科書記載内容のうち、西洋医学の部分は臨床医学各論、臨床医学総論と大半は重複している為、重複する部分はこの2科目で実施し重複していない内容について、東洋医学臨床論の中で実施する。具体的には東洋医学的な病態把握と配穴をメインに教授する。

(2)勉強方法の指導について

【意見】高校新卒で入学てくる学生のうち勉強の仕方が分からず入学し、定期試験で点数が取れず退学につながるケースがあることから、これらの学生に対する指導が必要である。

【活用】令和5年度1年生より、解剖生理が新教科書を使用している。新教科書「解剖生理」が326ページに対し、旧教科書「解剖学」が331ページ、「生理学」が317ページと教科書は約半分のページ数である。本校学生は解剖学と生理学が苦手な学生が多くいることから1年次の早期から指導が必要である。新教科書を使用するにあたり、シラバスを見直し、読解力強化を意識した以下の教授内容を実施している。
①能動学習の推進(予習課題、グループワーク)、
②教科書の活用(予習課題、教科書に則したワークシート課題)、
③3次元教材(模型)とVODの活用、
④即時アウトプット(確認試験)、
⑤学修評価方法の見直し。

(3)国家試験合格に向けた学生指導について

【意見】大宮校独自に科目ごとに国家試験の分析をして、東洋医学系科目の結果に反映させて欲しい。

【活用】分析結果①一次卒業試験から二次卒業試験までは、大宮校の得点上昇率が、総合点、東洋医学概論、経絡経穴概論で一番高いにも関わらず、はき国家試験で得点を維持できていない。第31回はき国家試験の問題の難易度が上昇し、大宮校の学生は対応できていない。②大宮校は、総合点では3校で一番低いにも関わらず、東洋医学概論と経絡経穴概論のは2番目であった。3年4月より、臨床総合演習で東洋医学系科目の強化のねらいは一定の成果が出ていると思われる。③東洋医学臨床論は、卒業試験から国家試験まで3校で一番低いまま推移している。東洋医学系科目強化の中でも、特に東洋医学臨床論を重点的に取り組むと共に、2年生の東洋医学臨床論から、読解力強化と基本的事項の暗記の徹底を繰り返し実施していく。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等から派遣された経験豊富な講師を起用し、実践的な実習・演習等の授業を行う。企業から派遣された講師は、患者さんへの接し方や施術方法等について、日常の臨床経験を生かした実践的かつ専門的な実技実習指導を行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実技実習計画の作成、実習・講義の実施、実技試験の実施と評価について企業と協定書を締結し、鍼灸臨床に必要な種々の技術について教授することとしている。当該講師には事前にシラバス作成を依頼し、授業内容・評価等について本校の教育方針に基づき、専任教員と内容の確認・調整を行っている。実習施設内における学生の授業態度等についても、適宜報告の上、情報を共有し、協力して学生指導を行っている。実施授業には専任教員も補助員として参加し、協力して授業を行っている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連 携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
応用はりきゅう実技Ⅱ (診察法・特殊鍼灸実習)	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	鍼灸医学の治療法には様々な対応方法がある。施術者は一つの治療法のみに固執することなく、患者の様々な愁訴、要望に合わせて最も効果的な治療方法を選択しなければならない。外部治療院や学校附属施術所での臨床経験を活かして、伝統的な刺鍼法や施灸法を実践できるようにすることを目的とする。	高野はりきゅうマッサージ治療院
はき適応疾患実習Ⅱ (はき適応疾患実習)	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	臨床に出た際に直ぐに使える技術を習得するために、基礎理論をふまえて各疾患に対し、診察・診断・治療ができる。	高野はりきゅうマッサージ治療院

応用はりきゅう実技Ⅲ (臨床特別実習)	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	東洋医学概論、経絡経穴概論、東洋医学臨床論で学習した東洋医学の考え方に基づいて、症例問題に取り組む。東洋医学的な診断である証立てから、治療穴を導き、治療に必要な技術を学ぶ。	高野はりきゅうマッサージ治療院
臨床実習Ⅳ(はき臨床実習)	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師としての自立に向け、施術チームの一員として指導教員の指導・監督の下、外来患者の診察、あはき治療の適不適の鑑別、治療計画、基本的治療技能、診療録への記録を含む患者マネジメントを実践し、臨床に携わる者としての態度、ならびに臨床能力の基礎を理解する。	山王リバース鍼灸院
臨床実習Ⅱ(早期臨床体験実習Ⅱ)	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	学内の附属施術所や外部の施術所、呉竹メディカルクリニック、学外の診療所、大学附属病院などの現代西洋医学の医療施設、および介護関連施設(デイケア、デイサービス等)、スポーツ関連施設での見学実習を行う。医療・介護・スポーツ現場の見学を通じて、医療人としてのはり師・きゅう師の役割について理解し、どのように医療に係わるべきかを学習することを目的とする。	呉竹メディカルクリニック

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校法人呉竹学園研修規程により、学校は教職員の専門性の向上と人材育成を目的として計画的に研修を受講させるほか、教職員が自己啓発により自ら学ぶことを奨励すること、教職員に対し常に関連分野における先端的知識を得られる環境を与え、資質の向上を図り、もって教育目標の実現に努めること、研修や自己研鑽による教職員のスキルアップを評価し、考課を行うことを定めている。実施については各種学会・連盟・委員会等から告知された内容を基に、年次計画に沿って計画的に参加しており、研修後は「研修会(講習会)・学会等参加報告書」をにより、得られた知識と技術について学内で共有している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第72回 全日本鍼灸学会学術大会 神戸大会	連携企業等:	(公社)全日本鍼灸学会
期間:	2023年6月	対象:	学科教員
内容	鍼灸学の次代展望 一経験から学び、持続可能なエビデンスをつむぐー		
研修名:	令和5年度療養費研修会	連携企業等:	(公社)埼玉県鍼灸マッサージ師会
期間:	2023年8月、12月	対象:	専任教員・施術所職員
内容	保険業務に関する最新情報の教育指導など		
研修名:	全日本鍼灸学会支部学術集会	連携企業等:	(公財)全日本鍼灸学会各支部
期間:	2023年4月～3月	対象:	専任教員・施術所職員
内容	認定鍼灸師取得に向けた自己研鑽		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	第46回東洋療法学校協会教員研修会	連携企業等:	(公財)東洋療法学校協会
期間:	2023年8月24・25日	対象:	学科教員
内容	Well-being 実現に繋がる多職種・他業種・地域連携		
研修名:	第34回呉竹医学会学術大会	連携企業等:	学校法人呉竹学園
期間:	2023年9月	対象:	全教職員
内容	学生の能動的な研究活動に対する支援など		
(3)研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	第73回 全日本鍼灸学会学術大会 宮城大会	連携企業等:	(公社)全日本鍼灸学会
期間:	2024年5月	対象:	学科教員
内容	つながり、通じ、いかす鍼灸 － 多様性の探究と連携医療への展開 －		
研修名:	令和6年度療養費研修会	連携企業等:	(公社)埼玉県鍼灸マッサージ師会
期間:	2024年8月、12月	対象:	専任教員・施術所職員
内容	保険業務に関する最新情報の教育指導など		
研修名:	全日本鍼灸学会支部学術集会	連携企業等:	(公財)全日本鍼灸学会各支部
期間:	2024年4月～3月	対象:	専任教員・施術所職員
内容	認定鍼灸師取得に向けた自己研鑽		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	第47回東洋療法学校協会教員研修会	連携企業等:	(公財)東洋療法学校協会
期間:	2024年8月8・9日	対象:	学科教員
内容	不易流行 デジタル化が教育現場で多用される時代に感性を見つめ直す		
研修名:	第35回呉竹医学会学術大会	連携企業等:	学校法人呉竹学園
期間:	2024年9月	対象:	全教職員
内容	学生の能動的な研究活動に対する支援など		
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係			
(1)学校関係者評価の基本方針 本校が選任した委員(卒業生・保護者・企業関係者等)により「学校関係者評価委員会」を設置し、自己評価結果に基づき、評価を実施し、評価結果、課題の改善に向けた指導・助言をまとめたうえで、ホームページで公表する。			
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応			
ガイドラインの評価項目		学校が設定する評価項目	
(1)教育理念・目標	基準1 教育理念・目的・育成人材像		
(2)学校運営	基準2 学校運営		
(3)教育活動	基準3 教育活動		
(4)学修成果	基準4 学修成果		
(5)学生支援	基準5 学生支援		
(6)教育環境	基準6 教育環境		
(7)学生の受け入れ募集	基準7 学生の受け入れ募集		
(8)財務	基準8 財務		
(9)法令等の遵守	基準9 法令等の遵守		
(10)社会貢献・地域貢献	基準10 社会貢献・地域貢献		
(11)国際交流	なし		

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

重点目標に関する具体的な取り組みを次のとおり行った。

- ① 入学者調査の結果、卒業生の活躍が志願者に伝わっていなかったことを踏まえて、本校卒業生16名の活動を示す冊子を作製し、志願者に配付した。
- ② 卒業生調査の結果、本校の理念等の浸透が不十分であったことを踏まえて、志願者、入学予定者及び在校生等に伝えられる方法やタイミングを検討した結果、掲示、動画放映による周知に加え、各授業科目の初回授業の際に、理念等と当該科目の位置づけ(ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシー等)を学生に説明することとなった。また、専任教員と非常勤講師が理念等を共有しながら、授業の進捗管理や教授内容を調整することとなった。
- ③ 昼間部と夜間部の学生の評価が大きく異なることから、夜間部の学生に対する対応を見直すこととなった。特に就職支援については、夜間部の学生にも個別に就職活動の状況を聴取するなどして、積極的な支援を展開することとなった。また、隣接する群馬県、栃木県及び茨木県の求人情報の取り扱い件数を増やす方策を検討することとなった。
- ④ 人事評価の結果が賞与に反映されることを受け、自己評価結果が高くなる可能性があるとの指摘を受けた。1次評価者となる科長・事務長が校長の指導の下、評価者の視線合わせを行うことを改めて確認し、徹底することとなった。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
河原 保裕	公益社団法人日本鍼灸師会 業務執行理事	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	企業等委員
長嶺 芳文	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会会長	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	企業等委員
山本 光彦	公益社団法人埼玉県柔道整復師会専務理事	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	企業等委員
山岸 克也	卒業生 呉竹会会长	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	卒業生
尾花 正貴	保護者 代表	令和6年5月8日～ 令和7年3月31日	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kuretakeiryo.ac.jp/about/evaluation.html>

公表時期: 令和5年9月28日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の学校関係者に対して、学校の運営状況をホームページ、ソーシャルネットワーク及び学校案内などによって公開する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の教育理念、教育目標、育成人材像、運営方針、教育方針、中期的目標、校長名、所在地、連絡先等
(2)各学科等の教育	入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員 在学学生数、進級・卒業の要件等 学習の成果として目指す資格 資格取得、検定合格等の実績 卒業者数、卒業後の進路
(3)教職員	教職員数、教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実習・実技への取り組み状況 就職支援等への取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況、課外活動
(6)学生の生活支援	学生支援への取組状況
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金の取扱い、活用できる経済的支援措置の内容
(8)学校の財務	資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表
(9)学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	短期留学の取り組み状況
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kuretakeiryo.ac.jp/>

公表時期: 令和6年5月20日

授業科目等の概要

(医療専門課程 鍼灸科Ⅱ部) 令和6年度											
必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要				授業方法	場所	教員	企業等との連携
				配当年次・学期	授業時数	単位数	講義				
								演習	実習・実技		
1	○		総合基礎 I	【コミュニケーション演習】社会に出ると、様々な考え方・価値観・行動様式を持った人たちとコミュニケーションをとらなくてはなりません。これまでの家族や友人達と行ってきた方法では上手くいかない場合におかれた時、その場に相応しいコミュニケーション能力が必要となります。この授業ではコミュニケーションに関する基礎理論を学習し、社会に出てからの対人コミュニケーションを円滑にする基本的コミュニケーション能力を習得することをねらいいたします。	1 ①	16	1	○	○	○	
2	○		総合基礎 I	【医療英語演習】初歩的なオーラル英語から始めて、教科書の内容を材料に外国人の患者とコミュニケーションがとれるようリスニング、スピーキングの訓練をする。 時折英語の文献にも触れ、高度な英文に接する機会も維持する。	1 ①	16	1	○	○	○	○
3	○		総合基礎 I	【生物】細胞から始まり生物を構成する物質、代謝、遺伝子など生物の基礎を学ぶ。高校生物基礎の学習内容を基本としつつ医療への道へ進む学生の進路に役立つ基礎教養を重点的に学べるような内容とする。	1 ① ②	30	2	○		○	○
4	○		総合基礎 I	【生命科学】将来、医療道へ進むにあたり、ヒトの体を生物学的視点から見るときの基礎を学ぶ（動物学一般の内容も含む）。その中で、特にヒトの体を構成する細胞、骨格と筋肉収縮、神経系と行動、恒常性の維持（血液や内分泌系）、生体防御、人間生活を取り巻く環境などを中心に学習する。	1 ②	30	2	○		○	○
5	○		総合基礎 I	【コミュニケーション心理学】心理学の基礎的な知識を習得することで心の問題に関する科学的視点を養い、深い人間理解を目指す。	1 ③	30	2	○		○	○
7	○		総合基礎 II	【基礎栄養学】人が心身ともに健康に生きる上では食生活は大切です。1日3度の食事により十分な栄養が毎回補給されなければ体は疲れ、やる気もなくなってきます。そこで身体に最も必要な基本の5大栄養素を一つずつ取り上げます。 栄養が入った“食品”群や栄養の入った食品から作った“料理”で日々の栄養バランスをとる方法や基礎代謝や身体活動量などのエネルギー収支について、また各種栄養素の過不足から来る体のさまざまな不快な症状とその予防や改善のための食物、食べ方についてとりあげます。	2 ①	16	1	○		○	○
8	○		総合基礎 II	【生体と薬】薬とはどういうものの基礎的知識から、より多くの人が服用する生活习惯病治療薬である抗高血圧薬、高脂血症治療薬、糖尿病治療薬、睡眠薬、抗がん薬、鎮痛薬などの生体への作用・効果を説明します。漢方薬の需要もさらに増えている今日、東洋医学における漢方の役割も取り上げます。	2 ①	30	2	○		○	○
9	○		総合基礎 II	【心理療法とカウンセリング】遭遇する可能性のある対人関係の問題や精神疾患に対する対応を紹介しつつ、心理療法の概論について学習する。	2 ②	16	1	○		○	○
10	○		総合基礎 II	【社会福祉論】社会福祉の全体像を概括的に学びます。具体的には次の各点に焦点を当てます。 (1) 社会福祉の実践の根底にある理念とはどのようなものであるのか、 (2) 福祉を必要とする人にこれを供給するための仕組みとしてどのようなものがあるのか、 (3) 上記の(1)や(2)は国や地域に応じてどう異なるのか。 授業は、これらの問い合わせに導かれる形で展開されます。	2 ②	16	1	○		○	○
11	○		総合基礎 II	【実践国語】漢字の学習、作文の書き方、文章読解の方法などを総合的に学習する。教材はすべてプリントを配付し、それをもって講義を行う。	2 ③	16	1	○		○	○
12	○		形態機能学 I	生体の構造を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上で基礎となり、正常な構造が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な構造を学んでいく。	1 通	72	3	○		○	○

13	○		形態機能学 II	生体の機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な機能を学んでいく。	1 通	72	3	○			○	○	
14	○		形態機能学 III	生体の構造機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な構造機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な構造機能を学んでいく。	3 通	72	3	○			○	○	
15	○		形態機能学 IV	生体の機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な機能を学んでいく。	3 通	72	3	○			○	○	
16	○		臨床医学 I	臨床に必要な診察および治療に関する医学知識ならびに技能の概要を理解する。	2 ② ③	48	2	○			○	○	
17	○		臨床医学 II	疾病はその成り立ちから、先天異常、代謝障害、循環障害、炎症、腫瘍の五つの病変カテゴリーに分類されますが、それらの病変カテゴリーを学び、疾病を起こす原因、それぞれの疾病で生じる変化、その経過、疾病がたどる転帰を総合的にとらえるように学んでいく。	3 ①	24	1	○			○	○	
18	○		臨床医学 III	今までに学んだ「臨床医学各論」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する力の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	○			○	○	
19	○		臨床医学 IV	はき臨床でも遭遇する疾患のはき治療の適応と不適応の鑑別ができる能力を取得するために、各疾患の概念、原因、主症状、検査所見、予後について学習していく。 また、臨床に必要な診察および治療に関する医学知識ならびに技能の概要を理解する。	3 ② ③	48	2	○			○	○	
20	○		疾病治療論 I	リハビリテーション医学を理解し、障害と障害者への対応の概念を学ぶ。	2 ② ③	48	2	○			○	○	
21	○		疾病治療論 II	リハビリテーションは運動機能、日常生活活動の能力の障害を回復させ、社会・環境への適応を促進するために必要な第4の医学と呼ばれる。ここでは、リハビリテーション医学を理解し、障害と障害者への対応の概念を疾患別に学ぶ。	3 ①	24	1	○			○	○	
22	○		疾病治療論 III	今までに学んだ「リハビリテーション医学概論 I・II」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する力の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	○			○	○	
23	○		保健と医療 I	公衆衛生学とは健康を維持増進させる学問である。理想的な健康像とはどういうことなのか、健康管理は個人や行政ではどのように考え、実践されているか、地球温暖化などの地球的規模の環境問題から空気・水・食品など私たちを取り巻く生活環境に関する知識、職業がどのように健康に影響を与えるのか、生活習慣病の実態と予防はどうなっているのかといったことを学んでいく。	1 通	72	3	○			○	○	
24	○		保健と医療 II	医療保険制度や療養費の支給申請のための具体的方法を学ぶ。また、昨今一般的に知られるようになった代替医療や統合医療はどういうものなのか、その中における鍼灸の位置づけや役割、他の手法との違いを学んでいく。	2 ①	24	1	○			○	○	
25	○		東洋医学 I	医学史（はき史）を含む、東洋医学の沿革について学ぶ。また東洋医学の基本的な考え方である陰陽学説や五行学説をもとに、精・氣・血・津液の生理・病理・病証、六腑六腑の生理・病理・病証や經絡についても学ぶ。病気を引き起こす原因についても東洋医学的に学んでいく。	1 通	72	3	○			○	○	
26	○		東洋医学 II	あはき師において臨床では経穴を取穴出来ることは必須ではあき師において臨床では経穴を取穴出来ることは必須である。体表解剖・取穴実習では実際の身体で正確に経穴を取穴していくことを学び、ここでは経脈の名称や流注、経穴の名前を順番通りに覚え、さらに経穴の部位を正確に覚えることによって、取穴するために必要な経絡経穴の知識を学んでいく。	1 通	72	3	○			○	○	
27	○		東洋医学 III	東洋医学の診断法である四診を理解し、四診から得られる情報を基に証を決定する。さらに、証に応じた治療法、治療穴について学ぶ。また、様々な刺法の特徴についても学んでいく。	2 通	72	3	○			○	○	
28	○		東洋医学 IV	確実に取穴をするために人体の骨、筋肉、神経、血管などの場所を正確に覚える。また、特によく使われる要穴や奇穴を名前や部位を覚え、臨床に必要な経絡経穴の知識を学んでいく。	2 ① ②	48	2	○			○	○	
29	○		はき概論 I	担当講師の外部治療院や学校附属施設での臨床経験を通じて、はり、きゅうの施術で用いる手技や道具に関する事柄や衛生概念を理解し、系統的な「はり」「きゅう」の各施術をおこなうための基礎的理論を養う科目です。	1 ①	24	1	○			○	○	

30	○		はき概論 II	担当講師が外部治療院や学校付属施術所での臨床経験をもとに、標準予防策に準ずる衛生管理と、鍼灸臨床において患者と施術者双方を守ることに主眼をおいた衛生的な知識と技術を教授し、それを学んでいく。	1 ①	24	1	○		○	○	○	
31	○		はき概論 III	2年次の「身体診察実習」と「運動器系疾患実習」から3年次の「あはき臨床実習」を履修する上で必要不可欠な鑑別診断能力を養うために運動器系疾患の病態やその病態に対する問診事項から身体診察方法について学ぶ。	1 ③	24	1	○		○	○		
32	○		はき理論 I	鍼、灸の施術が生体に対しどのように作用するか、なぜ体調や症状の変化が起こるのかを、解剖学・生理学を踏まえて、理解するための理論を学ぶ科目です。	2 ③	24	1	○		○	○		
33	○		はき理論 II	鍼灸刺激に対する生体の反応を学ぶことで鍼灸施術の効果を理解する。刺激に対する感受性、反応(反射)、などの自然治癒力にかかる西洋医学的な生体メカニズムを理解する	3 ①	24	1	○		○	○		
34	○		はき臨床診察学 I	生体の機能を学ぶことは医学的な専門科目を学ぶ上での基礎となり、正常な機能が破綻した状態である疾病を理解するための基盤として重要であるため、人体の正常な機能を学んでいく。	2 通	72	3	○		○	○		
35	○		はき臨床診察学 II	1年時に学んだ人体についての解剖学・生理学をもとに、人体の機能が正常に働かなくなった状態である疾病についての概要を学んでいく。	2 通	72	3	○		○	○		
36	○		はき臨床診察学 III	東洋医学概論で学習した診断、治療を応用し、症状に対する考え方から証立て、配穴、治療法を学習する。	2 通	72	3	○		○	○		
37	○		はき臨床診察学 IV	今までに学んだ「臨床医学総論」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ①	24	1	○		○	○		
38	○		社会はき学 I	現代社会において、特に高齢者、子ども、女性、スポーツ傷害に対するはり師、きゅう師の業務、役割、特有な疾患の治療について概説します。	3 ①	24	1	○		○	○		
39	○		社会はき学 II	はり師、きゅう師という医療従事者としてわが国で活動していく上で必要な法律「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下、「あはき法」）」上の規定を学んでいく。	3 ①	24	1	○		○	○		
40	○		基本はりきゅう実技 I	外部治療院や学校付属施術所での臨床経験を活かして、はり施術における基本刺鍼手技を習得させることを目的とする。	1 通	72	2			○	○	○	
41	○		基本はりきゅう実技 II	外部治療院や学校付属施術所での臨床経験を活かして、きゅう施術における基本施灸手技を習得させることを目的とする。	1 通	72	2			○	○	○	
42	○		基本はりきゅう実技 III	外部治療院や学校付属施術所での臨床経験を活かして、鍼灸施術において臨床上必要不可欠な取穴を習得させることを目的とする。	1 通	72	2			○	○	○	
43	○		応用はりきゅう実技 I	患者の身体の状態を総合的に診るために医療面接と身体診察の目的と意義並びにそれらの技術の基本を学んでいく。	2 通	72	2			○	○	○	
44	○		応用はりきゅう実技 II	外部治療院や学校附属施術所での臨床経験を活かして、四診や証立てから伝統的な刺鍼法や施灸法を実践できるようにすることを目的とする。	2 通	72	2			○	○	○	
45	○		応用はりきゅう実技 III	東洋医学概論、経絡經穴概論、東洋医学臨床論で学習した東洋医学の考え方に基づいて、症例問題に取り組む。東洋医学的な診断である証立てから、治療穴を導き、治療に必要な技術を学ぶ。	2 ② ③	36	1			○	○	○	
46	○		はき適応疾患実習 I	外部治療院や学校付属施術所での臨床経験を活かして、運動器疾患に対する刺鍼法や施灸法を実践できるようにすることを目的としています。腰痛、腰下肢痛、頸上肢痛、肩痛、膝痛を始め、その他の運動器系疾患（スポーツ障害を含む）で、はき臨床において最も高頻度に扱われる症候・愁訴に対する施術の要点について学んでいきます。	2 通	72	2			○	○	○	
47	○		はき適応疾患実習 II	最終学年での応用実技授業として、臨床に出た際に直ぐに使える技術の習得を目指す授業です。2年までの基本的な技術を踏まえて、種々の症候・疾患を想定して具体的な治療を実践するために開業または病院勤務されている教員・講師に教授してもらいま	3 通	72	2			○	○	○	
48	○		臨床実習 I	安心安全なはりきゅう施術を行うための根柢となる身体診察の基本的技能を演習にて修得するとともに、2年次から3年次で行われる授業へ繋がることを理解する。 学校付属施術所での体験見学では、はりきゅう施術における基本的臨床能力を想起してもらうとともに、教員、施術所スタッフの臨床を見学することで、これから何を学習すべきなのかの理解を深め	1 通	45	1			○	○	○	

49	<input checked="" type="radio"/>		臨床実習Ⅱ	学内の附属施術所や外部の施術所、呉竹メディカルクリニック、学外の診療所、大学附属病院などの現代西洋医学の医療施設、および介護関連施設（デイケア、デイサービス等）、スポーツ関連施設での見学実習を行う。医療・介護・スポーツ現場の見学を通じて、医療人としてのはり師・きゅう師の役割について理解し、どのように医療に係わるべきかを学習することを目的とする。	2 通	45	1			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
50	<input checked="" type="radio"/>		臨床実習Ⅲ	市中のあはき治療院での見学実習を行う。医療人としてのはり師・きゅう師の役割について理解し、どのように施術に係わるべきかを学習することを目的とする。 実務経験のある臨床実習指導者講習会修了の開業鍼灸師の指導のもと臨床実習を行う。	1 通	45	1			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
51	<input checked="" type="radio"/>		臨床実習Ⅳ	外部治療院や学校付属施術所での臨床経験を活かして、はりきゅう施術における基本的臨床能力を想起させるために付属施術所内にて臨床実習を行う。	3 通	45	1			<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
52	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅰ	患者や医療従事者とコミュニケーションをとるために必要なことを学んでいく。また、はき師としてEBMに基づく臨床を行うためやチーム医療の一翼を担うことが出来るようになるために、グループワークによるはき研究を通じて、医療人としてのリテラシーと論理的思考（logical thinking）や批判的思考（critical thinking）について学んでいく。	1 ② ③	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
53	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅱ	はき臨床でも遭遇する疾患のはき治療の適応と不適応の鑑別ができる能力を取得するために、各疾患の概念、原因、主症状、検査所見、予後について学習していく。 また、臨床に必要な診察および治療に関する医学知識ならびに技能の概要を理解する。	2 ①	24	1	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
54	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅲ	今までに学んだ「病理学」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につける。	3	24	1	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
55	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅳ	今までに学んだ専門基礎分野・専門分野の科目のうち、東洋系の科目（東洋医学概論・経絡経穴概論・東洋医学臨床論）をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ① ②	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
56	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅴ	「国民衛生の動向」のデータを参考にしながら、様々な統計を確認し、重要なデータを理解してもらいます。「医療概論・公衆衛生学・関係法規」として国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為に必要な力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
57	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅵ	今までに学んだ「東洋医学概論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
58	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅶ	今までに学んだ「経絡経穴概論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
59	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅷ	今までに学んだ「東洋臨床診察治療学」をもとに、国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。	3 ② ③	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
60	<input checked="" type="radio"/>		臨床総合講座Ⅸ	今までに学んだ「はき理論Ⅰ・Ⅱ」をもとに、「はり理論」「きゅう理論」として国家試験に出題される範囲を中心に、講義と問題演習を行い、合格する為の力を身につけてもらいます。また、はり理論、きゅう理論、生理学、その他関連科目とのつながりを確認し、解説をしつつ補充していきます。	3 ② ③	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
61		<input checked="" type="radio"/>	病態生理Ⅰ	【内科診断学】はき師が医療連携を行っていくために、内科の診察法を理解するとともに、その評価方法についても学習する。	2 ①	24	1	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
62		<input checked="" type="radio"/>	病態生理Ⅱ	【整形外科学】はき師が医療連携を行っていくために、整形外科の診察法を理解するとともに、その評価方法についても学習する。	2 ② ③	48	2	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
合計				62科目	2736単位時間(108単位)								

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
卒業要件： 本校に3年以上在籍し、卒業までに必要な単位を全て修得した者。 実技認定試験に合格した者。			1学年の学期区分	3期
履修方法： 対面、オンデマンド			1学期の授業期間	12週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名 大宮呉竹医療専門学校	設置認可年月日 平成21年3月31日	校長名 齊藤 秀樹	所在地 〒 330-0854 (住所) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-185-1 (電話) 048-658-0001																	
設置者名 学校法人 吳竹学園	設立認可年月日 昭和31年10月17日	代表者名 理事長 坂本 歩	所在地 〒 160-0008 (住所) 東京都新宿区四ツ谷三栄町16番12号 (電話) 03-3341-4043																	
分野 医療	認定課程名 医療専門課程	認定学科名 柔道整復科 I 部	専門士認定年度 平成22年度	高度専門士認定年度 -	職業実践専門課程認定年度 平成25年度															
学科の目的	本校は、柔道整復師の養成に必要な高度の専門知識及び技術を授けるために、臨床現場や専門領域などの最前線で活動している経験豊富な企業、地域の業界団体及び学術団体等と連携を図ることによって、国家試験や認定実技審査への対応にのみとらわれることなく、社会の要請に対応した実践的教育を提供するとともに、一定水準の実践技能を修得したことを確認する体制を構築して、国民の保健衛生の増進に寄与できる有為の人材を育成することを目的とする。																			
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	柔道整復師(31名合格) 中退率14.9% 課外活動:学園祭、スポーツ大会、吳竹医学会学術大会、全国柔道整復学校協会柔道大会、サークル活動等																			
修業年限 3 年	昼夜 昼間	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 ※単位時間、単位いずれかに記入	講義 2,878 単位時間	演習 2,058 単位時間	実習 448 単位時間	実験 180 単位時間	実技 192 単位時間													
生徒総定員 180 人	生徒実員(A) 132 人	留学生数(生徒実員の内数)(B) 0 人	留学生割合(B/A) 0 %	中退率 14.9 %																
就職等の状況	<table border="1"> <tr><td>■卒業者数(C) : 35 人</td></tr> <tr><td>■就職希望者数(D) : 31 人</td></tr> <tr><td>■就職者数(E) : 30 人</td></tr> <tr><td>■地元就職者数(F) : 15 人</td></tr> <tr><td>■就職率(E/D) : 96.8 %</td></tr> <tr><td>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 50.0 %</td></tr> <tr><td>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 85.7 %</td></tr> <tr><td>■進学者数 : 2 人</td></tr> <tr><td>■その他</td></tr> <tr><td>未定:3名</td></tr> </table> <p>(令和 5 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 治療院、病院・診療所、介護施設など</p>						■卒業者数(C) : 35 人	■就職希望者数(D) : 31 人	■就職者数(E) : 30 人	■地元就職者数(F) : 15 人	■就職率(E/D) : 96.8 %	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 50.0 %	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 85.7 %	■進学者数 : 2 人	■その他	未定:3名				
■卒業者数(C) : 35 人																				
■就職希望者数(D) : 31 人																				
■就職者数(E) : 30 人																				
■地元就職者数(F) : 15 人																				
■就職率(E/D) : 96.8 %																				
■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 50.0 %																				
■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 85.7 %																				
■進学者数 : 2 人																				
■その他																				
未定:3名																				
第三者による学校評価 評価団体 : 受審年月 : 評価結果を掲載したホームページURL	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																			
当該学科のホームページURL https://www.kuretakeiryo.ac.jp/department/jyusei.html																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,878 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>173 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>173 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>173 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table>						総授業時数	2,878 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	173 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	173 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	173 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間
総授業時数	2,878 単位時間																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	173 単位時間																			
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																			
うち必修授業時数	173 単位時間																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	173 単位時間																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																			
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>10 人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>計</td><td>10 人</td></tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p> <table border="1"> <tr><td>10 人</td></tr> </table>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	10 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	10 人	10 人	
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	10 人																			
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0 人																			
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																			
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																			
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																			
計	10 人																			
10 人																				